

## 奈良県告示第百六十六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和六年八月二日

奈良県知事 山下 真

### 一 徴収を委託した歳入

奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例（昭和二十七年七月奈良県条例第三十五号）別表に規定する使用料（同条例第二条第一項の表に規定する奈良登大路自動車駐車場に係るものを除く。）

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 近畿日本ツーリスト株式会社・近畿ビルサービス株式会社特定委託業務共同  
企業体

所在地 奈良市高天町三八―三 近鉄高天ビル

### 三 委託事務の取扱期間

令和六年三月一日から令和九年二月二十八日まで